

サービス種類	質問	選択肢	回答	解説
共通事項編	次のうち、正しいのはどれか。	<ol style="list-style-type: none"> LIFEへの登録を行った場合であっても、LIFEを活用した加算を算定しない場合（あるいは加算がない場合）は、市に届出をする必要はない。 介護保険サービス等の提供中に事故が発生した場合、利用者等への対応、家族や担当居宅介護支援事業所等へ連絡しているのを、全て市に報告書を提出する必要はない。 国保連の介護苦情相談窓口におけるナビダイヤルが廃止されたので、重要事項説明書等の記載を修正したが、市へ届出をする必要はない。 	3	<ol style="list-style-type: none"> LIFEを活用した加算がなくても、LIFEを導入した際には、市に届出をする必要があります。 介護保険サービス等の提供中に事故が発生した場合、利用者等への対応、家族や担当居宅介護支援事業所等へ連絡をしていても、市に報告書を提出する必要があるものがあります。本市における事故報告が必要な事故の範囲は、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領」又は「介護予防・日常生活支援総合事業における事故発生時の報告事務取扱要領」に規定されています。 重要事項説明書等について、国保連の介護苦情相談窓口におけるナビダイヤルが廃止されたことを修正した場合は、市へ届出をする必要はありません。
訪問介護	指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならず、サービス提供責任者は当該計画の内容に沿って訪問介護計画を作成しなければならない。	○×	○	居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿っての訪問介護計画の作成・指定訪問介護の提供をする必要があります。
訪問入浴介護	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定できる。	○×	○	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定できます。清拭又は部分浴を見合わせた場合には算定できません。
訪問看護	指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に提出しなければならない。	○×	○	指定訪問看護事業者は主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出する必要があります。
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションは介護保険施設等に入院中の人も行うことができる。	○×	×	訪問リハビリテーションは利用者の居宅において行われるものです。そのため、利用者の居宅以外で提供したサービスについて介護報酬を算定することはできません。
通所リハビリテーション	通所リハビリテーション事業所は、毎年3月15日までに、その年度の1か月当たりの平均利用延べ人員数を算出して、翌年度の通所リハビリテーション費の事業所規模の区分について、どの区分が適用されるか確認する必要がある。区分が変更になる場合は、横須賀市への4月15日までに届け出る必要がある。	○×	×	通所リハビリテーション事業所は、毎年3月15日までに、その年度の1か月当たりの平均利用延べ人員数を算出して、翌年度の通所リハビリテーション費の事業所規模の区分について、どの区分が適用されるか確認し提出する必要があります。
通所介護・地域密着型通所介護	常勤の定義について、以下のうち正しいものを選択しなさい。	<ol style="list-style-type: none"> 勤務時間数にかかわらず、事業所に雇用されている従業員を指す。 勤務時間が、事業所において定められている常勤が勤務すべき時間数に達していることを指す。 	2	<p>常勤とは、当該事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）に達していることをいいます。達していない場合は、非常勤となります。</p> <p>よって、同じ職員でも月によって常勤、非常勤の区別が変わることがあります。</p> <p>根拠：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）第2条 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第2条</p>
特定施設入居者生活介護	指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。	○×	○	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならないとされています。</p> <p>また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する必要があります。</p>
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	指定福祉用具貸与事業者及び指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化などに対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取扱うようにしなければならない。	○×	○	指定福祉用具貸与事業者及び指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化などに対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取扱うようにしなければならないとされています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	常勤か非常勤かは、勤務時間によらず、雇用形態で判断する。	○×	×	<p>常勤とは、当該事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）に達していることをいいます。達していない場合は、非常勤となります。</p> <p>よって、同じ職員でも月によって常勤、非常勤の区別が変わることがあります。</p> <p>根拠：指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第2条</p>
小規模多機能型居宅介護	基準上、管理者の要件に雇用形態は含まれる。	○×	×	<p>常勤とは、当該事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることを言うため、当該要件を満たしていれば、雇用形態に関わらず人員基準上の常勤と判断します。</p> <p>また、上記要件を満たさない場合においては、雇用形態に関わらず人員基準上の非常勤と判断します。</p>
看護小規模多機能型居宅介護	事業所と主治の医師との連携は主に非常勤の保健師・看護師が行うこととなっている。	○×	×	<p>常勤の保健師または看護師が主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう必要な管理をしなければならないとされています。</p> <p>根拠：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 通所介護基準第178条</p>
認知症対応型共同生活介護	計画作成担当者になるのに必ず必要なものはどれか。	1. 2. 3.	1	<p>計画作成担当者は、「認知症介護実践者研修」又は「実践者研修基礎課程」を修了している者でなければなりません。</p> <p>また、計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければなりません。</p> <p>根拠：指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第90条</p>
居宅介護支援	次のうち、正しいものはどれか。	1. 2. 3.	3	<p>1. 介護支援専門員は、「介護支援専門員証の交付を受けたもの」とされています。介護支援専門員実務研修受講試験に合格しただけでは、介護支援専門員としての業務は行えません。</p> <p>2. モニタリングは、特段の事情がある場合を除き、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して行わなければなりません。特段の事情とは、利用者の事情である場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情で取り止めることはできません。</p> <p>3. 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス又は地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければなりません。</p>
介護老人福祉施設・短期入所生活介護	少しの時間であれば、介護職員が1人もいない状態になっても良い。	○×	×	<p>夜間も含めて適切な介護を提供できるよう、常時1人以上の介護職員（介護老人福祉施設は、常勤の介護職員）を介護に従事させなければなりません。</p>
介護老人保健施設・短期入所療養介護	介護支援専門員が当該施設の他の職務を兼務する場合、介護支援専門員の勤務時間の全体を兼務する職務の勤務時間として算入すること（ダブルカウント）ができる。	○×	○	<p>介護支援専門員が当該施設の他の職務を兼務する場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができます。</p> <p>根拠：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）第二7（2）</p>

・上記の解説は令和6年3月時点のものとなります。